

業務仕様書

1 業務名

企業立地ツアー運営等業務

2 業務の目的

道外の半導体設計企業、AI 関連企業等を対象に、札幌市及び石狩市のビジネス環境や生活環境の魅力を知ってもらうツアーを実施し、企業進出を促す。

3 業務の概要

以下の日程等で実施する企業誘致ツアーの手配・運営及びこれに伴う業務一式を行うこと。

(1) 日程

令和 7 年 9 月 10 日（水）13 時から令和 7 年 9 月 12 日（金）12 時

※開始時間及び解散時間については委託者と調整の上決定する

(2) 参加人数

最大 15 人（添乗員及び同行する本市及び石狩市職員は含めない）

4 業務内容

(1) 旅程表の作成

別紙 1 の行程案に基づき、委託者と協議のうえ、タイムスケジュール等詳細について定めた旅程表を作成すること。

(2) バス及び添乗員の手配

ア (1) で定めた行程を実施するための貸切バス（運転手を含む）を手配すること。

イ 添乗員は旅程管理、駐車場所の確保及び誘導、人数把握、視察先の先導、施設入場に伴う手続等、旅程を円滑に進めるための業務を行うこと。

(3) 見学施設の手配

以下の施設の利用料金の支払いをすること。

ア JR タワー展望台

日時：9 月 10 日（水）14 時～14 時 30 分（予定）

人数：最大 20 人

イ 大倉山展望台リフト利用及び札幌オリンピックミュージアム入館

日時：9 月 12 日（金）9 時 30 分～10 時 30 分（予定）

人数：最大 20 人

(4) 食事の手配

以下の食事の座席確保及び料金の支払いをすること。

ア サッポロビール園 開拓使館

- 日時：9月10日（水）18時～
人数：最大25人
料金：6,300円（食べ飲み放題コース）
イ 佐藤水産レストラン「オールドライバー」
（石狩市新港東1丁目54 サーマンファクトリー店2F）
日時：9月11日（木）12時30分～
人数：最大20人
料金：2,000円程度

(5) 受付

参加申し込み用ウェブページを作成し、予約の受け付けを行うこと。（7月中旬募集開始、8月中旬締め切り）また、受け付けたデータは速やかに委託者へ提供すること。

(6) 宿泊先の手配

以下の通り、地下鉄大通駅から徒歩20分圏内、1泊料金15,000円程度（税込。1名1室利用、朝食付き）の宿泊施設を手配し、料金の支払いをすること。

また手配にあたっては、候補となる宿泊施設を複数上げ、委託者と協議のうえ決定すること。

手配日：9月10日（水）から2泊分

手配数：最大15部屋

(7) 安全対策

ア 適切な国内旅行傷害保険への加入を行うこと。

目安：入院日額5,000円程度、参加者個人の署名を必要としないもの。

イ 万全な安全対策を行うとともに、ツアー中に事故等が発生した場合は適切に対応すること。

5 履行期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイド

ライン指定品を使用すること。

7 個人情報の保護について

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市の関係条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式 2）に必要な書類を添付し、適否の判断を受けること。
- (3) 札幌市から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは、速やかに応じること

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の求めに応じて適宜打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。